

いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に
示された再発防止に向けた5つの提言の取組について

1 報告趣旨

いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言(以下「5つの提言」という。)を受け、いじめ防止の取組をより一層推進するため、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 5つの提言に対する現状と課題及び取組

再発防止に向けて、市立小・中・義務教育学校の学校いじめ対策委員会が、法に基づいていじめの防止等に関する措置を行うための実効性の高い組織として機能させるための取組等を実施する。

<主な取組>

- ア 学校いじめ対策委員会の実施モデル等の構築
- イ 専門家による具体的な事例に基づき検討する双方向的な校内研修の全校実施
- ウ 児童・生徒用学習用端末への自殺対策システムの導入
- エ 不登校全ケースについて専門家が関与
- オ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割、活用方法をオンライン悉皆研修において周知

(2) 5つの提言を効果的に実行するための校務改善策

教員が子どもと直接向き合うための時間を確保し、5つの提言を効果的に行うための「校務改善策」を実施する。

<主な取組>

- ア いじめ対応のための時間(年間35時間)の確保
- イ 登下校等の見守り・部活動への地域人材の活用による支援の強化
- ウ いじめ対策担当教員への軽減措置